全L協保安・業務G3第192号 令和4年2月2日

正 会 員 各位

(一社)全国 L P ガス協会

保安業務の適正な実施等について(お願い)

標記につきまして、経済産業省より別添のとおり最近の保安業務に関連した 法令違反や事故の発生状況を踏まえ、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に 対して、法令順守の徹底及び事故防止に向けた注意喚起の依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会員におかれましては、営業所等に対し、別添を踏まえたご対応方よろしくお願いいたします。

以上

発信手段: Eメール

担当:保安・業務グループ 瀬谷、橋本、安藤

経済産業省



令和4年1月25日

一般社団法人全国 L P ガス協会 会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

保安業務の適正な実施等について(依頼)

液化石油ガス保安の最近の状況等を踏まえ、保安業務に関する注意喚起及び周知をする こととしました。

つきましては、貴団体の会員に対して、下記の対応をお願いします。

なお、産業保安監督部及び都道府県へは、別添のとおり送付していることを併せてお知らせします。

記

1 保安業務の適切な実施についての注意喚起

最近、以下のような保安業務に関連した法令違反や事故が発生している状況を踏まえ、 液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、法令順守の徹底及び事故防止に向けた注 意喚起をお願いします。

<容器交換時等供給設備点検>

・容器交換時の高圧ホースの締め込み不足のため、高圧ホース接続部からガス が漏えいした。

<定期供給設備点検及び定期消費設備調査>

- ・定期供給設備点検や定期消費設備調査の実施記録を偽造されているものがあ り、適切に点検調査が行われていなかった。
- ・コンロの燃焼テストを行うために点火したところ、漏えいしたガスに引火し、 小爆発が起きた。漏えい検査実施の際、検査孔からゴムホースが外れ、ガス が漏えいしたことが原因であった。
- ・定期供給設備点検や定期消費設備調査において、ガス管の経年劣化についての確認が不十分であったことにより腐食を見落とし、漏えい事故が発生した。

<緊急時対応>

・緊急時連絡を受けたものの、不在であったため緊急時対応が遅れた。

2 保安業務が著しく困難な山岳地域にある山小屋等についての周知

平成19年7月静岡県の富士山頂の山小屋で漏えい・爆発事故(軽傷2名)、同年9月富山県鹿島槍ヶ岳の山小屋でのCO中毒事故(死者1名)を踏まえ、経済産業省及び都道府県が山小屋の実態調査を行ったところ、通常の方法による販売及び保安業務が困難であることが判明しました。

これを受け平成24年6月、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第17条の規定に基づき、通常の方法による販売及び保安業務が困難な場合の特則承認の 基準、申請手続き等を定めた「山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正 化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について(内規)」 を制定しました。

液化石油ガス販売事業者に対して、当該制度を改めて周知願います。

制度の詳細は以下のサイトで公表しています。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/shinseimanyuaru.html#A21

経済産業省

令和4年1月25日

産業保安監督部 液化石油ガス保安担当課長 殿 各都道府県 液化石油ガス担当部(局)長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

保安業務の適正な実施について(要請)

液化石油ガス保安の最近の状況等を踏まえ、保安業務に関する注意喚起及び周知をする こととしました。

つきましては、貴都道府県が管轄する液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、 下記の対応をお願いします。

なお、業界団体等へは、別添のとおり送付していることを併せてお知らせします。

記

1 保安業務の適切な実施についての注意喚起

最近、以下のような保安業務に関連した法令違反や事故が発生している状況を踏まえ、 貴都道府県が管轄する液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、法令順守の徹底及 び事故防止に向けた注意喚起をお願いします。

<容器交換時等供給設備点檢>

・容器交換時の高圧ホースの締め込み不足のため、高圧ホース接続部からガス が漏えいした。

<定期供給設備点検及び定期消費設備調査>

- ・定期供給設備点検や定期消費設備調査の実施記録を偽造されているものがあ り、適切に点検調査が行われていなかった。
- ・コンロの燃焼テストを行うために点火したところ、漏えいしたガスに引火し、 小爆発が起きた。漏えい検査実施の際、検査孔からゴムホースが外れ、ガス が漏えいしたことが原因であった。
- ・定期供給設備点検や定期消費設備調査において、ガス管の経年劣化について の確認が不十分であったことにより腐食を見落とし、漏えい事故が発生した。

<緊急時対応>

・緊急時連絡を受けたものの、不在であったため緊急時対応が遅れた。

2 保安業務が著しく困難な山岳地域にある山小屋等についての周知

平成19年7月静岡県の富士山頂の山小屋で漏えい・爆発事故(軽傷2名)、同年9月 富山県鹿島槍ヶ岳の山小屋でのCO中毒事故(死者1名)を踏まえ、経済産業省及び都道 府県が山小屋の実態調査を行ったところ、通常の方法による販売及び保安業務が困難であ ることが判明しました。

これを受け平成24年6月、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第17条の規定に基づき、通常の方法による販売及び保安業務が困難な場合の特則承認の 基準、申請手続き等を定めた「山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正 化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特則承認に関する審査等について(内 規)」を制定しました。

液化石油ガス販売事業者に対して、当該制度を改めて周知願います。

制度の詳細は以下のサイトで公表しています。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/anzen_torikumi/shinseimanyuaru.html#A21

建物用途	原因者	事故原因 法違反の有無	李枚你要	機種	行政指導等 再発防止策
共同宅		販器文法(東京	共同住宅において、消費者より容器庫付近でガス臭がする旨の通報を受けた消防が販売事業者に連絡した。 連絡を受けた販売事業者が現場に出動し、容器と高圧ホースよりガスの漏えいを確認し、補修作業を行った。 原因は、販売事業者が容器交換時に容器と高圧ホースを接続する際、ねじ込み不足の状態のまま作業を完結したことによる。	容器パルブ	・県は販売事業者に対し、事故状況のヒアリングを 行い、また、事故再発防止策の徹底を指示した。 ・販売事業者は保安機関に対し、容器交換時点検に おける点検表表の細分化及び保安教育など使機防実施 質の徹底とした。また、 する容器交換時点検において、未交換側の容器と高 圧ホースの接続部の締め付け確認を実施することに ついて作業基準に追加し、社内教育を徹底する。
一般住宅	販売事 業者 保安機 関	容器交換時の接続ミ ス	一般住宅において、近隣住民よりガス臭及びガス噴出音がする旨の 通報を受けた消防が販売事業者に連絡した。販売事業者が現場に出 動したところ、消防により容器パルブが閉止され、漏えいが停止し ていることを確認した。漏えい個所を検査したところ、容器パルブ と調整器の登録的より漏えいしていることを確認した。 原因は、容器交換を実施した者が作業に不慣れであったため、接続 不良が発生したと推定される。	単段式調 整器	・県は現地調査を実施し、販売事業者に対し事故情 報及び再発防止策についての報告を求めた。また、 県LPガス協会には会員に対する注意喚起を体頼し た。

建物 用途	原因者	事故原因 法違反の有無	事故概要	機種	行政指導等 再発防止策
共同住宅		<法令違反> 規則36条	共同住宅において、パルク貯槽の下部が腐食し、漏えいが発生した。 (パルク貯槽300kg×1基)	バルク貯 槽 (300kg)	・県は販売事業者及び保安機関に対し、容器交換時点検の点検項目や内容、記録が法規則に満点検ものではない不備があったことや、供給設備点検にバルの内的情の腐食が配換がされていなかったことかいてわれるよう指導した。ない点域は2019年にどれれており、そのことであった。に関する記録が見及ることが、原売事業者には向点検に関する記録が見及ることないようであることが、に、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
一般住宅	保安機	ビルトインコンロの 検査孔付可とう管ガス栓の検査孔からの 漏えい	一般住宅において、保安機関による定期供給設備点検及び定期消費 設備調査時に漏えい検査を実施し、漏えいがないことを確認後、ピルトインコンロの燃焼テストを行うため点火したところ、滞留していたガスに引火し小場分が起こり、当該ピルトインコンロの一部の損壊した。事故後、当該設備については、検査孔が迅速継手型の可接壊した。事故を、当該設備については、検査孔が迅速継手型の可接を当ガス栓に交換した。原因は、漏えい検査を実施した際、何ガス枠の原因はで検査孔にゴムホースを接続し漏えい検査を実施した際、何ガスかの原因で検査孔にゴムホースを接続し漏えい検査を実施した際、何ガスが漏えい、ピルトインコンロ点火時に着火した由のと推定される。なお、ガス漏れ警報器が消費者により外されていたことと、保安機関の作業者がマスクを着用しており、臭いに気付かなかったことも原因と推定される。	可とう管 ガス栓	・県は販売事業者に対し、保安機関への事例共有及び注意喚起を行うことを確認した。 ・販売事業者は、検査孔を使用しての漏えい検査をときは、検査孔例に入めたが表れないように対した後を孔側に入れが流れないようにガととす、「開」側に確実に操作することを徹底すると検査に、その他の消費者についても迅速軽手型の検査としてのもでが入たに取り替えることを推進す外すことした。また、消費者に対して、警報器を取外することとのないように周知を実施することとした。
共同住宅	業者 保安機 関	程年による配管機手 部の腐食・劣化 く法令違反保安法第63 条第1項 (事故の届出)	共同住宅において、集中監視により微小漏えい警告の連絡が販売事業者にあり、到着した販売事業者が連設管継手部からの漏えいを確認した。当該配管は仮設で設置したものであり、直ちに使用中止とした。 原因は、埋設白管継手部の腐食による。 なお、消費設備調査において、当該配管の状況は把握されていなかった。	白管(埋 設配管 手部)	・県は事故が発生した場合、速やかに報告するよう 指示した。 ・販売事業者は、埋設配管を地上配管に変更し、被 覆鋼管に交換した。

Sanda di Mila	原因者	事故原因 法違反の有無	* ****	機種	行政指導等 再発防止策
一般住宅	業者 保安機 関	ンの接続不良 <法令違反>	一般住宅において、消費者からガスが漏えいしているとの通報を受けた消防が現場へ出動し、容器パルブを閉栓した。その後、消費者から連絡を受けた販売事業者が現場へ出動し、メーターユニオンからの漏えいを確認した。 原因は、メーターユニオンのパッキンに不具合が生じたことによる。 なお、販売事業者への緊急時連絡があったものの、不在だったため対応が遅れた。	メーター ユニオン (供給 継手部)	・道は、販売事業者に対し、緊急時連絡を受けるための体制を整えることを口頭で指示し、その後緊急 時連絡体制について改善報告書を提出するよう指示 した。 ・販売事業者は、緊急連絡先の電話について、不在 の場合に自宅又は携帯電話に転送するよう回線工事 を行った。